

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公開番号】特開2014-93628(P2014-93628A)

【公開日】平成26年5月19日(2014.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-026

【出願番号】特願2012-242406(P2012-242406)

【国際特許分類】

H 04 W 52/38 (2009.01)

H 04 W 72/04 (2009.01)

H 04 W 52/30 (2009.01)

H 04 W 52/16 (2009.01)

【F I】

H 04 W 52/38

H 04 W 72/04 1 1 1

H 04 W 52/30

H 04 W 52/16

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月11日(2015.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の無線基地局及び第2の無線基地局と通信可能なユーザ端末であって、

各無線基地局にそれぞれ設定されたセル毎に上りリンクの物理チャネルを送信する送信部と、

各無線基地局にそれぞれ送信する上りリンク送信の電力を制御する電力制御部と、を具備し、

前記電力制御部は、前記第1の無線基地局に設定される第1のセルの所定サブフレームが、前記第2の無線基地局に設定される第2のセルのサブフレーム(i)及びサブフレーム(i+1)と重複する場合、前記第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力を考慮して前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とするユーザ端末。

【請求項2】

前記電力制御部は、時系列的に先行する前記第2のセルのサブフレーム(i)の送信電力を決定後、当該第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力に基づいて前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とする請求項1に記載のユーザ端末。

【請求項3】

第1の無線基地局及び第2の無線基地局と通信可能なユーザ端末の無線通信方法であつて、

各無線基地局にそれぞれ送信する上りリンク送信の電力を制御する工程と、

各無線基地局にそれぞれ設定されたセル毎に上りリンクの物理チャネルを送信する工程と、を具備し、

前記第1の無線基地局に設定される第1のセルの所定サブフレームが、前記第2の無線

基地局に設定される第2のセルのサブフレーム(i)及びサブフレーム($i+1$)と重複する場合、前記第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力を考慮して前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とする無線通信方法。

【請求項4】

前記ユーザ端末は、時系列的に先行する前記第2のセルのサブフレーム(i)の送信電力を決定後、当該第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力に基づいて前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とする請求項3に記載の無線通信方法。

【請求項5】

第1の無線基地局及び第2の無線基地局とユーザ端末が通信可能な無線通信システムであって、

前記ユーザ端末は、各無線基地局にそれぞれ設定されたセル毎に上りリンクの物理チャネルを送信する送信部と、各無線基地局にそれぞれ送信する上りリンク送信の電力を制御する電力制御部と、を具備し、

前記電力制御部は、前記第1の無線基地局に設定される第1のセルの所定サブフレームが、前記第2の無線基地局に設定される第2のセルのサブフレーム(i)及びサブフレーム($i+1$)と重複する場合、前記第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力を考慮して前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とする無線通信システム。

【請求項6】

前記電力制御部は、時系列的に先行する前記第2のセルのサブフレーム(i)の送信電力を決定後、当該第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力に基づいて前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とする請求項5に記載の無線通信システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明に係るユーザ端末は、第1の無線基地局及び第2の無線基地局と通信可能なユーザ端末であって、各無線基地局にそれぞれ設定されたセル毎に上りリンクの物理チャネルを送信する送信部と、各無線基地局にそれぞれ送信する上りリンク送信の電力を制御する電力制御部と、を具備し、前記電力制御部は、前記第1の無線基地局に設定される第1のセルの所定サブフレームが、前記第2の無線基地局に設定される第2のセルのサブフレーム(i)及びサブフレーム($i+1$)と重複する場合、前記第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力を考慮して前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明に係る無線通信システムは、第1の無線基地局及び第2の無線基地局とユーザ端末が通信可能な無線通信システムであって、前記ユーザ端末は、各無線基地局にそれぞれ設定されたセル毎に上りリンクの物理チャネルを送信する送信部と、各無線基地局にそれぞれ送信する上りリンク送信の電力を制御する電力制御部と、を具備し、前記電力制御部は、前記第1の無線基地局に設定される第1のセルの所定サブフレームが、前記第2の無線基地局に設定される第2のセルのサブフレーム(i)及びサブフレーム($i+1$)と重

複する場合、前記第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力を考慮して前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本発明に係る無線通信方法は、第1の無線基地局及び第2の無線基地局と通信可能なユーザ端末の無線通信方法であって、各無線基地局にそれぞれ送信する上りリンク送信の電力を制御する工程と、各無線基地局にそれぞれ設定されたセル毎に上りリンクの物理チャネルを送信する工程と、を具備し、前記第1の無線基地局に設定される第1のセルの所定サブフレームが、前記第2の無線基地局に設定される第2のセルのサブフレーム(i)及びサブフレーム(i+1)と重複する場合、前記第2のセルのサブフレーム(i)のUL送信電力を考慮して前記第1のセルの所定サブフレームのUL送信電力を決定することを特徴とする。